

## 麻布大学オープンアクセス方針

令和2年9月30日制定

### (趣旨)

- 1 麻布大学(以下「本学」という。)は、本学に在籍する教職員(以下「教職員」という。)により生産された本学の研究成果(以下「研究成果」という。)を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究の更なる発展に寄与すること、またその成果を社会・地域に還元することを目的として、オープンアクセスに関する方針を定める。

### (研究成果の公開)

- 2 本学は、主として、学内部局等が発行する研究紀要(学術論文集)等に掲載された研究成果を、「麻布大学学術情報リポジトリ」(以下「リポジトリ」という。)によって公開する。
- 3 前項のほか、出版社、学協会等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果についても公開することができる。この場合、本学発行分を除く研究成果の著作権は、本学に移転をしない。

### (適用の範囲)

- 4 この方針は、施行日以降に生産された研究成果から適用する。

### (適用の例外)

- 5 本学が、リポジトリでの公開が適切でないと学長が判断した場合には、当該研究成果を公開しない。

### (その他)

- 6 この方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、教育研究会議の意見を聴いて学長が別に定める。

### (改廃)

- 7 この方針の改廃は、教育研究会議の議を経て学長が行う。

### 附則

1. この方針は、令和2年9月30日(学長承認日)に制定し、令和2年10月1日から施行する。